

寒川町告示第34号

指定工事店の指定有効期間満了に際し、寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）第6条の5第1項に規定する指定の更新をしなかった者について、次のとおり告示する。

平成30年4月1日

寒川町長 木村俊雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名
第230号	横浜市青葉区つつじヶ丘36-10	(株) アクアテック	高妻 康宏
第231号	座間市南栗原5-7-10	(有) 弘設備工業	長谷川 弘信
第299号	相模原市中央区千代田1-7-3	フジックス (有)	藤島 康弘
第303号	海老名市杉久保南4-6-8	金庫屋商事 (株)	金指 清隆
第304号	綾瀬市深谷3898-1	ミズテック (株)	加藤 貴志
第305号	綾瀬市早川1441-1	西内工業 (株)	西内 孝
第309号	茅ヶ崎市今宿686	(有) 亀田設備工業所	亀田 純一

有効期間満了日：平成30年3月31日